

忍野村上水道事業給水条例(昭和62年忍野村条例第15号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(工事の施工)</p> <p>第10条 工事の設計及び施工は、<u>申込みによって村がこれを行う。</u> <u>ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ村の審査に合格した設計に基づき申込者側で施工することができる。この場合における設計及び施工の範囲は、分水栓以下とする。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により申込者側で施工する工事は、村の認めた指定給水装置工事事業者に施工させ、竣工後直ちに村の</u>____<u>検査を受けなければならない。</u></p> <p>(工事の費用負担)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(工事の施工)</p> <p>第10条 工事の設計及び施工は、<u>管理者又は指定給水装置工事事業者がこれを行う。</u> _____ _____ 2 <u>前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施工する場合は、あらかじめ村の設計審査を受け、合格した工事について申込者側で施工することができる。この場合における設計及び施工の範囲は、分水栓以下とする。</u></p> <p>3 _____ 指定給水装置工事事業者は_____<u>、竣工後直ちに村の完成検査を受けなければならない。</u></p> <p>(工事の費用負担)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により、新たに設置する給水装置の取出し(分水栓から止水栓まで)工事費について、工事申込者が算出し申請を行った工事費の相当額を補助するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の工事費は、給水装置工事の完成検査後、別に定める規定に基づき取出し工事費(消費税を含む)を村より補助するものとする。ただし、限度額を超えた分は申込者の負担とする。</u></p>